様式例第3号-1 【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人受理時の事務費用	<u>0円</u>	
	手数料負担者は 求人者 とします。	
求人受理後、求人者に求職者を紹介	成功報酬	
するサービス	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
【職業紹介サービス】	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書	
	や労働条件通知書等に記載されている額)の	
	<u>50%</u>	
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1	
	年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金	
	(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	
	<u>50%</u>	
	手数料負担者は 求人者 とします。	
求人の充足に向けた求人者に対する	成功報酬	
専門的な相談・助言サービス	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書	
【職業紹介の付加サービス】	や労働条件通知書等に記載されている額)の	
	<u>50%</u>	
*上記職業紹介サービスに加えて、より 専門的な相談・助言の付加サービスを行 う場合	手数料負担者は 求人者 とします。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別金加算となります。

許可番号13-ユー301494事業所の名称及び所在地株式会社エヴァーウィン代表取締役社長桐山久幸東京都町田市原町田 5-4-20パセオビル 4 F

取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

取扱業務の職種	手数料実績率又は額	標準的な手数料	離職率
看護師、准看護師	令和 06 年度 23.2%	20%	
施設介護の職業	令和 06 年度 13.9%	20%	

※1:求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を 記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2:求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この 欄にその金額の限度額(割合【%】または定額【円】)を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の○○%(または○○円)」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の○○%(または○○円)」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご留意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3:求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額(加算分)を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額(割合【%】または定額【円】)を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、 当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※4:消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。